平成２９年（ヘ）第３号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
長野県上田市芳田1463番地12　高齢者向け賃貸住宅　やさしえよしだ、登記記録上の住所諏訪郡下諏訪町3465番地
申立人　小松イツ子
権利の届出の終期　平成30年４月25日
平成30年４月27日　諏訪簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　諏訪郡下諏訪町3463番ハ
宅地　82.64平方メートル
⑵登記年月日番号　長野地方法務局諏訪支局明治39年６月11日受付第2266号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　建物所有
原因　明治39年６月11日設定
存続期間　明治39年５月15日から明治59年５月14日まで20年
地代　１年５円
支払期　毎年12月20日
地上権者　諏訪郡上諏訪町362番地
平林　孝吉

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成３０年（フ）第１７８号
相模原市中央区上矢部２丁目21番14―１号
債務者　株式会社Ｇｉｌｌ　Ｍａｎ
代表者代表取締役　北原　　学
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤田　寛之
４　破産債権の届出期間　平成30年６月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月24日午後２時
横浜地方裁判所相模原支部
平成３０年（フ）第３０１９号
埼玉県さいたま市岩槻区南下新井1224番地１
債務者　株式会社東興産業
代表者代表取締役　池田　　茂
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　津田　宏明
４　破産債権の届出期間　平成30年６月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第３１８２号
茨城県水戸市成沢町831―７、商業登記簿上の本店所在地東京都荒川区東日暮里５丁目28番２―203号
債務者　株式会社北綾
代表者代表取締役　大島　政明
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横山恵美子
４　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第３８号
栃木県足利市福居町828番地１
債務者　株式会社Ｌｅ　Ｃｏｅｕｒ―Ｈｅａｒｔ
代表者代表取締役　武井　一仁
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　康太郎
４　破産債権の届出期間　平成30年６月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前10時30分
宇都宮地方裁判所足利支部
平成３０年（フ）第１５号
三重県松阪市宮町100番地７
債務者　有限会社真健
代表者取締役　柳谷　重喜
１　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北薗　　太
４　破産債権の届出期間　平成30年６月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前11時30分
津地方裁判所松阪支部
平成３０年（フ）第８０号
静岡県伊豆の国市長岡63番１号高野マンション３Ｆ302号
債務者　株式会社豊英
代表者代表取締役　眞野　七作
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古川　陽子
４　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２９年（フ）第１７４号
静岡県富士市今泉８丁目８番15号
債務者　エー・イー・ディー株式会社
代表者代表取締役　渡邉　一永
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹川　英辰
４　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前10時50分
静岡地方裁判所富士支部
平成３０年（フ）第５４１号
福島県いわき市小名浜字蛭川南５番地の６
債務者　有限会社アオキ
代表者代表取締役　青木　　勇
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　真野　文惠
４　破産債権の届出期間　平成30年６月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午前10時20分
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成３０年（フ）第２０号
新潟県三条市本町１丁目９番５号
債務者　有限会社小松酒店
代表者取締役　小松　正明
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　辻澤　広子
４　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前11時15分
新潟地方裁判所三条支部
平成３０年（フ）第１２号
鳥取県倉吉市新町３丁目2338番地
債務者　株式会社五光商会
代表者代表取締役　徳田實紀夫
１　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濱田由紀子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午前10時20分
鳥取地方裁判所倉吉支部
平成３０年（フ）第５４６号
福岡県小郡市三沢字丸山1732番地２
債務者　株式会社将建
代表者代表取締役　井本　将之
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤木　孝旨
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前11時30分
福岡地方裁判所第４民事部
平成３０年（フ）第５１０号
福岡市西区大字金武779番地の16
債務者　有限会社トエンティ・セカンド
代表者代表取締役　波多江嘉之
１　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増永　　弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部
平成３０年（フ）第５６１号
福岡市中央区平和５丁目20番３号
債務者　荒巻建設株式会社
代表者代表取締役　荒巻　重光
１　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桑野　貴充
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前10時
福岡地方裁判所第４民事部
平成３０年（フ）第６１２号
福岡県糸島市本1390―24
債務者　株式会社ＦＩＮＥ
代表者代表取締役　笠　信二郎
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　五十川　伸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午後２時30分
福岡地方裁判所第４民事部